明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の法人の名称の変更に関する件（総務三三〇～三三二）　一
○消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の法人の名称の変更に関する件（同三三三）　二
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一〇）　三
○除籍の一部が滅失した件（法務三五九）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同三六〇）
○日本国に帰化を許可する件（同三六一）
○平成二十四年度における共同募金の実施期間を定める件（厚生労働四九四）
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二一三九）
○地すべり等防止法施行規則の規定に基づき地すべり防止工事を完了した件（同二一四〇）
○保安林の指定をする件（同二一四一、二一四二）
○保安林の指定を解除する件（同二一四三～二一四八）
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通九六六）
○信号符字を点附した件（同九六七）
○信号符字を取り消した件（同九六八）
○船舶国籍証書が無効となった件（同九六九）
○船舶国籍証書を無効とした件（同九七〇）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九七一～九七三）
○特定廃棄物の焼却に伴うばい煙濃度等の測定の方法（環境一三二）　六
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛二〇二）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査業務を行う事務所の所在地を変更した件（関東地方整備局三一三）　七
○道路に関する件（北陸地方整備局八六～八八）
○道路に関する件（中部地方整備局一五一）
○道路に関する件（九州地方整備局一三三）
○道路に関する件（北海道開発局九一、九二）
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項の試験事務を行わせる指定試験機関の告示の一部を改正する告示（北海道公安委員会一一一）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

環境省　最高裁判所　七

〔皇室事項〕　四

〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　五

産　業

日本工業規格（厚生労働省・経済産業省）

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　六

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続終了決定、証票無効、国営岡山南部土地改良事業計画の変更、買収前の所有者等への売払い関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八

特殊法人等

企業年金基金変更関係　八

会社その他

告示　七

告　示

○総務省告示第三百三十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した社団法人日本内燃力発電設備協会から登録を受けた法人の名称の変更の届出があったので、同令第三十一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十四年九月三日

総務大臣　川端　達夫

一　変更後の登録を受けた法人の名称
一般社団法人日本内燃力発電設備協会

二　変更の日
平成二十四年四月一日

○総務省告示第三百三十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した社団法人日本消防放水器具工業会から登録を受けた法人の名称の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十四年九月三日

総務大臣　川端　達夫

一　変更後の登録を受けた法人の名称
一般社団法人日本消防放水器具工業会

二　変更の日
平成二十四年四月一日

○総務省告示第三百三十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した社団法人全国避難設備工業会から登録を受けた法人の名称の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十四年九月三日

総務大臣　川端　達夫